

(一社) 幡多広域観光協議会 観光地域づくり推進員 (高知県地域おこし協力隊)
募集要項

令和2年9月18日
(一社) 幡多広域観光協議会

1 名称

観光地域づくり推進員

2 雇用形態

(一社) 幡多広域観光協議会の職員として雇用します。

なお、高知県から「観光地域づくり推進員」として委嘱されますが、委嘱に伴う県との雇用関係はありません。

3 採用予定数

1名

4 業務内容

- (1) マーケティング (観光動向調査等) に関すること
- (2) 広域エリアの観光戦略に関すること
- (3) 複数の市町村をまたがる滞在型の観光プランづくりに関すること
- (4) 観光資源の発掘、磨き上げに関すること
- (5) その他、幡多広域観光振興計画 (第Ⅱ期計画) の推進に関する業務

5 勤務条件

(1) 任用期間

雇い入れの日から雇い入れの日が属する年度の末日 (3月31日) まで。

※最長で3年間延長することができ、年度単位で延長 (最長令和5年3月31日まで)。

(2) 給与等

① 給与月額 165,000円

② 期末手当 幡多広域観光協議会の規定に基づきます。

(令和2年度は支給なし、継続雇用の場合令和3年6月分から支給)

③ 通勤手当 幡多広域観光協議会の規定に基づき支給します。

④ 時間外勤務手当 なし

(3) 活動拠点

幡多広域観光協議会 (高知県四万十市駅前町15-16)

(4) 勤務日数等

月16日

原則として、土曜日及び日曜日、祝日は休日としますが、休日出勤の場合は、勤務日を振り替えます。

(5) 勤務時間

午前8時30分から午後5時30分まで（うち1時間は休憩）

(6) その他

- ① 年次有給休暇等については幡多広域観光協議会の規程に基づきます。
（令和2年度は年次有給休暇なし、継続雇用の場合、半年経過後7日付与）
- ② 社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険等）へ加入します。
- ③ 活動に必要なパソコンや事務用品等は貸与します。
- ④ 勤務日以外は副業も可能です。
- ⑤ 住居は、幡多広域観光協議会が用意する住宅に居住するか、住居手当を月30,000円を上限に実費支給かを選んでいただきます。

6 応募及び採用

(1) 応募期間

令和2年9月18日（金）から同年12月18日（金）まで

※ただし、一定数の応募があった場合は、その都度選考を実施し、選考の結果、採用候補者が決定した場合は、その時点で募集を終了します。

(2) 応募要件

次の①から⑥までのいずれにも該当する者が応募できます。

- ① 地方の活性化や地方創生の推進に理解と熱意があり、人格見識に優れ、採用日時点で20歳以上の心身ともに健康な者
- ② 次のアからウに掲げる地域から、生活の拠点を本県内の過疎、山村等の地域に移し、住民票を移動させる者（ただし、「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動が2年以上、かつ解嘱1年以内）で、生活拠点を本県に移し、住民票を移動させる者を除く。）
 - ア 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「指定地域」という。）以外の都市地域
 - イ 3大都市圏以外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、指定地域以外の都市地域
 - ウ 3大都市圏外の都市地域もしくは一部条件不利地域のうち条件不利地域以外の区域
- ③ 普通自動車運転免許を有し、県内及び近隣県への運転業務に支障がないもの
- ④ パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）の利用方法等の知識があり、一定の操作ができる者
- ⑤ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない者

(3) 応募方法

採用を希望される方は、次の①から③の書類を添えて、(5)の申込先に、直接持参、又は郵送でお申し込みください。(郵送の場合は「特定記録」等により確実に応募書類の配達を確認できる手段の利用をお勧めします。)

なお、応募書類は返却しませんので、ご了承ください。個人情報保護条例により、取得した個人情報は採用のためだけに使用し、目的以外に使用することはありません。

① 所定の応募用紙(写真貼付)

② 住民票の抄本(令和2年8月1日以降に取得した住民票の写しとします。)

③ その他(6(2)②のただし書きに該当する方)

ア 委嘱(任用)された日が確認できる書類(例:委嘱状など)

イ 退職日が確認できる書類(例:任用自治体からの保険資格喪失書類など)

(4) 選考方法

書類選考及び面接を行います。

① 書類選考

提出された応募書類による選考を行います。結果は募集締切日の14日程度を目安(ただし、一定数の応募があった場合に、その都度選考する場合を除く)に、応募用紙に記載された現住所(別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先)へ郵送により本人宛に書面でお知らせします。

なお、書類選考の合格者に対しては、併せて電話により連絡しますので、連絡が取れる電話番号を応募用紙に記載願います。

② 面接

書類選考の合格者に対し、面接を実施します。日時、場所等については、前記①の書類選考の結果通知に併せてお知らせします。

採否は面接から14日程度を目安に、応募用紙に記載された現住所(別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先)へ郵送により本人宛に書面でお知らせします。

③ 採用

令和2年10月以降(※)

※採用決定以降、可能な限り早期の着任をお願いしますが、採用者の事情には個別に対応します。

④ その他

前記①及び②の結果等に対する問い合わせ等は、一切受け付けません。

(5) お問い合わせ・お申し込み先

(一社) 幡多広域観光協議会

担当: 田村

〒787-0014

高知県四万十市駅前町15-16

TEL: 0880-31-0233

FAX: 0880-31-0660

Email: info@hata-kochi.jp